

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（車線等）</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2―4 （略）</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十五条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、区分に応じ、規則で定める幅員とすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>第八条 （略）</p> <p>（自転車通行帯）</p> <p>第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）</p> | <p>（車線等）</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2―4 （略）</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十五条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、区分に応じ、規則で定める幅員とすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>第八条 （略）</p> |

）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3| 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4| 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3-5 (略)

(自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-4 (略)

(歩道)

第十二条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3-5 (略)

(自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2-4 (略)

(歩道)

第十二条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にお

やむを得ない場合においては、この限りでない。

2-5 (略)

(待避所)
第三十三条 (略)

一・二 (略)
三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、五メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める長さまで縮小することができる。

(小區間改築の場合の特例)

第四十三条 道路の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第三項（幅員に係る事項に限る。）及び第四項、第六条、第八条、第八条の二第三項、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第三項（幅員に係る事項に限る。）及び第四項、第六条、第七条第二項、第八条、第八条の二第三項、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十六條第三項、次條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

いては、この限りでない。

2-5 (略)

(待避所)
第三十三条 (略)

一・二 (略)
三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める長さまで縮小することができる。

(小區間改築の場合の特例)

第四十三条 道路の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第三項（幅員に係る事項に限る。）及び第四項、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第三項（幅員に係る事項に限る。）及び第四項、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十六條第三項、次條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種及び第四種の県が管理する県道については、この条例による改正後の道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定

める条例第八条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。